

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1 日 時

令和4年6月7日（火）

開会 9時30分

閉会 10時23分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、大森達也委員、北野誕生委員、栗須百合香委員、
富樫健二委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 木平芳定（再掲）、副教育長 上村和弘

次長（教職員担当）佐藤史紀、次長（学校教育担当）井ノ口誠充、

次長（育成支援・社会教育担当）中川実、次長（研修担当）水野和久

教育総務課 課長 森岡賢治

教育政策課 課長 大屋慎一、課長補佐兼班長 宇陀和彦、
主査 加藤久幸

教職員課 課長 野口慎次、班長 水谷匡利

保健体育課 課長 奥田隆行、充指導主事 南亘

社会教育・文化財保護課 課長 天野長志、課長補佐兼班長 野村太郎、
主査 植村一弘

5 請願・陳情の付議の結果

	件 名	審議結果
請願1	全国中学校体育大会を主催しないことを求める請願 について	不採択
請願2	部活動指導の適法な命令を求める請願について	不採択

6 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第19号	三重県教育委員会指定管理者選定委員会委員の 任命について	原案可決
議案第20号	令和5年度三重県立高等学校募集定員総数の策定 について	原案可決

7 審議の概要

・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（5月24日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

北野委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第19号は人事に関する案件であるため、議案第20号は公表前であるため非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の請願1、請願2を審議した後、非公開の議案第19号、議案第20号を審議することを決定する。

・審議事項

請願1 全国中学校体育大会を主催しないことを求める請願について（公開）

（奥田保健体育課長説明）

請願1 全国中学校体育大会を主催しないことを求める請願について

請願について、別紙の通り提出する。

令和4年6月7日提出 三重県教育委員会教育長

まずは3ページをご覧ください。こちらが、請願書の写しになります。請願者は、先ほど紹介があったとおりです。

「1 請願の趣旨」では、三重県教育委員会が、全国中学校体育大会を主催しないことを求めています。

「2 請願の理由」ですが、1点目につきましては、教員の働き方の観点から、2段落目の7行目から9行目にかけて、時間外在校等時間の上限を超えて指導しなければ参加できないような全国大会を、教員の働き方改革を進めるべき立場にある三重県教育委員会が主催することは不適切であると記載されています。

2点目につきましては、教育的な観点から、2段目6行目から、部活動のあり方や中学生の発達段階に照らし、必要性・有益性が認められず、かえって悪影響をもたらす全国大会を三重県教育委員会が主催することは不適切と記載されています。

それでは1ページにお戻りください。請願文書表がありますので、ご覧ください。請願に対する教育長の意見を一番右の欄に記載してあります。

1点目につきまして、県教育委員会及び市町教育委員会では、生徒の健全な成長と教員の働き方改革の観点から、部活動ガイドラインを策定し、ガイドラインを遵守しながら部活動が行えるように適切な部活動の運営と適切かつ効果的な指導を求めています。

また、子どもたちに対する専門的な指導の充実と教員の負担軽減のため、部活動指導員の活動や、休日の部活動の地域移行に取り組んでいるところです。

2点目につきまして、部活動は、仲間とともに励まし合い、高め合いながら、責任感や連帯感、自主性が育まれる、学校生活を豊かなものにする貴重な活動です。全国中学校体育大会は、中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、心身ともに中学校生徒の相互の親睦を図る目的で開催されており、部活動を行う多くの生徒の目標になっています。

また、今後の部活動のあり方に関して、スポーツ庁や日本中学校体育連盟でも検討されています。全国大会のあり方については、少子化、気候変動、働き方改革等の現代的な課題、全国大会開催の歴史、長年の課題を踏まえて議論されています。

こうしたことから、全国中学校体育大会が、東海ブロックにおいて開催される場合、4県で連携し主催県の一つとして開催しますので、本請願は不採択としたいということです。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

【質疑】

教育長

請願1はいかがでしょうか。

北野委員

実際、このガイドラインに沿っていない部活動も、あるんじゃないかなって思うんですけども、その辺は調査とかはされているんでしょうか。

奥田課長

はい。中学校、高校においても、部活動ガイドラインに沿った調査を行っておりまして、その時に挙がってきた課題、問題点につきましては、直接各学校に助言や指導等をしているところでございます。

北野委員

やはり実際には、そういう部活動をする学校っていうのは、あるということですか。

南充指導主事

中学校においては実態調査において、ほぼ100%ガイドラインを守っておるというふうな回答はあります。個々の事例に関しては、連絡を受けた際には先ほど課長が言ったとおりに、指導や助言等はさせていただきます。

北野委員

高校生はちゃんとその100%ガイドラインに沿って部活動がされていると。

奥田課長

はい。報告のところでは100%ですが、先ほどの中学校と同様にですね、電話等の連絡とか相談等があった際に、学校の方にそういうものがないかというような話を聞き取りながら、もしそういうのがあったらということで、丁寧に指導しているところでございます。

北野委員

ほぼ100%の学校から、連絡ではそういうふうを守られているということですが、やはりそういう問い合わせっていうのは、あるということですか。学校と保護者側からの感じ方っていうんですか、捉え方というのは、やはりその辺でちょっと矛盾はある部分があるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうなんですかね。

奥田課長

個々の事例の中で、やはり顧問が思っていることと、子ども・保護者の理解の部分で、上手く説明がなされてない場合、突然の計画変更などでおかしいじゃないかというような部分があったりする場面がありますので、そこについては丁寧な形で学校の方から保護者の方に説明をしているところです。また、毎年調査をするタイミングがありますので、その都度、ガイドラインの遵守については、こちらの方から依頼しているところでございます。

北野委員

やはり全国中学校体育大会は、子どもたちの中でも目標にしている方もたくさんいると思うので、そういう指導の仕方とか過剰な練習だったりとかをすることで、こういう請願が上がってくるっていうことは悲しいというか、子どもたちのことを一番に考えてあげたいなっていうのは思うので、その辺もうちょっと保護者や指導者が理解し合って、練習をしていく方向になっていくといいなと思いました。

奥田課長

ありがとうございます。

教育長

さっきの高校も100%ガイドラインが守られているっていうのは、高校でしたら平日3時間、土日は4時間、それから休養日は土日のどれかを1日は休むということで、それが100%守られているってことですか。

奥田課長

はい。計画表に基づきまして、計画表を学校長に提出し管理職の方で、確認をするところにも進めているところです。しかしながら、大会が続いたりするときに、土日続きとか、大会直前の練習であったりとか、そういう場面において、その日は続けて土日は行く

んだけど、また別の週に休みを取るなどして計画を変更することは、学校長の責任において認めるようなことを、ガイドラインの中に一部書かれておりますので、その部分の1週間を切り取ると、ガイドラインを守れていないように見えるんですが、トータルでという意味合いも含めまして、100%守れているというような報告がされております。

富樫委員

そもそも県教委が全中の大会を主催するということが問題であるという考えが私はちょっとおかしいというふうに見ています。その話と先生方の時間外勤務が増えるということはちょっと別じゃないかと思っています。今ご説明いただいたように、ガイドラインもしっかりあることですし、100%近く守られているということであれば、こういうことは存在しないはずですし、全ての子どもたちが全国大会で上位に入ろうとか、そういうふうなことを考えてるわけではなくて、やはりそういう大会という目的があるから、子どもたちも頑張ってるところもあると思いますので、これが全ての超過勤務に結びつくとは思いませんので、私は不採択でいいんじゃないかと。

教育長

よろしいですか。

【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

・審議事項

請願2 部活動指導の適法な命令を求める請願について（公開）

（野口教職員課長説明）

請願2 部活動指導の適法な命令を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和4年6月7日提出 三重県教育委員会教育長

それでは最後のページをご覧ください。請願書の写しです。請願者は記載のとおりです。

「1 請願の要旨」のところですが、請願者は県内の公立学校において、教員に部活を職務として命令する場合、給特法・労働基準法等の規定に基づき、適法に命令を行うことを請願の要旨としています。

「2 請願の理由」です。請願者は、教員の長時間労働の是正は急務であり、教員の長時間労働の大きな要因が、部活動指導にあるとしています。

その上で、請願の要旨にある、部活動指導業務を適法に命ずるためには、四角にある4つの条件を少なくとも満たすことが必須であるとし、これらの条件を県内の全公立学校において徹底することを求めています。

- ① 原則として部活動指導が勤務時間外に及ばないこと。
- ② 部活指導業務がやむを得ず勤務時間外に及ぶ場合、勤務時間の割振り変更を適正に実施し、超過勤務が生じないようにすること。

- ③ 部活動指導業務以外の業務に必要な労働時間も含め、1日の労働時間が7時間45分、1週間が38時間45分を超えないこと。
- ④ 45分間の休憩時間を勤務時間の途中に付与すること。実質的に休憩が取れる条件が整っていることを要す。

です。

1 ページの方にお戻りください。こちらに請願文書表があります。請願に対する教育長の意見を一番右の欄に記載してあります。

これを読みますと勤務時間条例において、勤務時間は1週間当たり38時間45分とし、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るとしています。

次の段落で政令において、教育職員には原則として時間外を命じないものとし、時間外を命じるのは、いわゆる「超勤4項目」であって臨時または緊急のやむを得ない必要があるときに限るとしています。

また、給特法において教育職員には給料月額額の100分の4の教職調整額を支給し、時間外勤務手当および休日勤務手当は支給しないとしています。

そして、次の段落ですが、時間外の超勤4項目以外の業務は、教育職員の自発性・創造性によるものとされ、生徒が学校にいる間の教育指導や安全管理等のため、正規の勤務時間を超えてしまうことがあります。

こうした中、働き方改革を重要な課題として捉え、教育職員の時間外在校等時間を、原則として1ヶ月について45時間、1年について360時間を上限の範囲内とすることとし、在校等時間の把握に努め、その遵守に取り組んでいるところです。

裏面をお願いします。

校長は、部活動顧問の配置にあたっては、部活動を学校の業務として、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、他の校務分掌などを勘案して決定します。

また、部活動顧問が県の部活動ガイドラインをふまえて作成した活動計画について、参加大会等の精選、休養日、活動時間の設定などの確認を行い、時間外在校等時間の上限を遵守するよう取り組みますが、部活動の指導の一つひとつまで命令を行うものではありません。

本請願で、部活動指導業務を適法に命じるために必要とされる条件については、勤務時間の割振りは、勤務時間をあらかじめ定めるものであり、部活動指導を行うために急な割振り変更はできないこと、教育職員には勤務時間外に超勤4項目に該当する業務を緊急に命じる場合があることなど、制度上、適用できないものがあります。

以上により、本請願は不採択としたい。

一方で、県教育委員会は、部活動指導員を積極的に活用することや、合同部活動の実施などについて研究を行うこと、また、「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」に基づき、中学校等の休日の部活動の段階的な地域移行を行うなど部活動改革を進め、勤務時間の上限が遵守できるよう取り組みます。

説明は以上です。ご審議お願いいたします。

【質疑】

教育長

請願2はいかがでしょうか。

大森委員

これ情報公開をちゃんと見ていない。要は部活動ガイドラインは公表されてるんですけど、それを見てくれているとちょっと違う請願になるんじゃないかという気がする。この部活動ガイドラインも実は三重県の教育委員会のホームページにはあるんですけど、ホームページの三重の教育から入っていけない。他の請願も見せてもらおうと、実はそういう情報があるのに見えてないということがあって、ちょっとその辺の工夫が今後必要なのかな。三重の教育のホームページで、こういう請願がよく来るような案件の情報公開は、もうトップページに出すとか、中体連の結果も、三重の教育のトップページに出してもらって、三重の教育のページに入ってもらえれば分かるというようにしてもらった方が。請願の数が多く、書いてあるのにまた言ってるわと思うものが多いので、この請願の回答はこれでいいと思うんですけど、例えば、既にホームページで公表しているとか、読み手にここ見てくれと、参考文献みたいにして次回からこれを読んで請願をとという感じで、嫌みっぽくなるかもしれないですけど、一言入れてもらおうと違うのかなと思います。今後ひとつご検討いただきたいのは、三重の教育のホームページをもう少し分かりやすくしたり、もうちょっとアピールするなりして、請願が出てきても、事前に書いてありますのでそこを見てくださという返しができるようになると思うので、その辺のホームページの工夫をちょっと今後お願いしたい。

教育長

おっしゃるようにホームページに三重の教育ってあるんですけども、全ての人が見やすいかというときに、テーマ性がある部分についてですね、ちょっと見てもらいにくくなっていることが、例えば新型コロナウイルスの対応を令和2年度から、文書も出したりこういう取り組みをしたりっていうことを、報道に資料提供しましたよっていう情報は載ってるんですけど、いちいち見ないといけないので、トップページに新型コロナウイルスの対応で、こういう教材作ったとかこういう扱いしてますとかっていうのをさせていただいたり、いじめの部分もですね、色々なガイドラインとか取組をしているのも埋没してしまっているというところで、改めてもう一度、教育総務課の方でもう少しどういったものが良いのか検討させていただきます。

【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

・審議事項

議案第19号 三重県教育委員会指定管理者選定委員会委員の任命について（非公開）

天野社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第20号 令和5年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について（非公開）

大屋教育政策課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言